

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成24年7月25日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 公俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【事務連絡者氏名】	阿部 一
【電話番号】	03 - 5469 - 3587
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース（円基準） 明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース（米ドル基準）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	各コース 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成23年10月28日に提出した有価証券届出書(平成23年12月15日、平成24年1月10日および平成24年3月28日をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報に訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正または更新します。___の部分は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****(1)【ファンドの目的及び基本的性格】**

<訂正前>

明治安田中国人民元建債券ファンド(以下「当ファンド」ということがあります。)は、円建てケイマン籍外国投資信託 UNITED CNH BOND FUND Class A(JPY class unhedged) / Class B(JPY class hedged)(以下「UOBファンド」ということがあります。)および明治安田マネープール・マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

当ファンドには、明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース(円基準)(以下「Aコース」ということがあります。)と明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース(米ドル基準)(以下「Bコース」ということがあります。)の2種類のコースがあります。以下総称または個別に、「明治安田中国人民元建債券ファンド」、「各ファンド」または「当ファンド」ということがあります。

(略)

ファンドの特色

特色1

主として、UOBファンドを通じて、中国本土以外の市場(オフショア市場)で発行または流通している人民元建債券(それに準ずるものを含みます。)に実質的に投資し、債券への投資収益と人民元の値上がり期待による中長期的な投資収益の獲得を目指します。

- ・中国本土以外の市場(オフショア市場)で発行または流通している人民元建債券は点心債(Dim Sum Bond)と呼ばれています。
- ・主としてUOBファンドを通じて投資を行います。流動性確保等の観点からUOBファンドは人民元建預金を一定の範囲で保有する場合があります。
- ・UOBファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。
- ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

UOBファンドの投資対象である人民元建債券には国債、国際機関債、社債等が含まれますが、準じて人民元建預金、人民元建短期金融資産および人民元関連のデリバティブ取引等を活用する場合があります。また、将来的に中国政府等によって規制が緩和された場合には、中国本土市場に投資する可能性があります。



特色 2

Aコース（円基準）とBコース（米ドル基準）の2種類のコースがあります。
 ・中国の経済発展に伴う人民元の値上がり期待を背景に、人民元高による為替差益の獲得を目指します。

明治安田中国人民幣債券ファンド
 Aコース(円基準)

対円での中国人民幣通貨価値
 上昇を狙うコースです。

円安/人民元高による為替差益の獲得を目指します。

明治安田中国人民幣債券ファンド
 Bコース(米ドル基準)

対米ドルでの中国人民幣通貨
 価値上昇を狙うコースです。

米ドル安/人民元高による為替差益の獲得を目指します。
 (UOBファンド「Class B」における人民元債券の米ドル
 売り/円買いの為替予約を行います。)

特色 3

UOBファンドの運用は、アジアにおける投資の豊富な経験を有するUOBアセット・マネジメント・リミテッドが行います。

『UOBアセット・マネジメント・リミテッド』について

UOBアセット・マネジメント・リミテッドは、シンガポールを拠点とする運用会社で、シンガポール
 3大銀行 大華銀行 (United Overseas Bank) の資産運用子会社です。



(略)

<訂正後>

明治安田中国人民元建債券ファンドは、円建てケイマン籍外国投資信託 UNITED CNH BOND FUND Class A(JPY class unhedged) / Class B(JPY class hedged)および明治安田マネープール・マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース（円基準）（以下「Aコース」ということがあります。）と明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース（米ドル基準）（以下「Bコース」ということがあります。）の2種類のコースがあります。以下総称または個別に、「明治安田中国人民元建債券ファンド」、「各ファンド」または「当ファンド」ということがあります。

（略）

ファンドの特色

特色 1

主として、中国本土以外の市場で発行または流通している人民元建債券（それに準ずるものを含みます。）に実質的に投資し、債券への投資収益と人民元の値上がり期待による中長期的な投資収益の獲得を目指します。

・主として、組入れ投資信託証券を通じて、点心債^{*}と呼ばれる、中国本土以外、特に香港で発行または流通しているオフショア人民元建債券を実質的な投資対象とします。

・組入れ投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

・主な投資対象である点心債には、国債、国際機関債、社債等が含まれますが、流動性確保等の観点から人民元建預金を一定の範囲で保有することがあります。その他に人民元建短期金融資産および人民元関連のデリバティブ取引等を活用する場合があります。また、中国政府当局によって人民元取引に関する規制が緩和された場合には、中国本土市場の債券に投資する可能性があります。

・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

*点心債とは

中国本土以外、特に香港で発行または流通しているオフショア人民元建債券を指します。中国本土の債券投資では外国人投資家の売買に規制がある一方、外国人投資家が自由に人民元建債券を売買できる市場として中国本土以外である香港で始まったのが点心債市場です。

2010年後半以降は中国政府の後押しもあり、発行残高が急拡大している市場です。点心債の名称は、まだ始まったばかりの小規模な市場ながら人民元高による為替差益が期待できるという旨味があることから、この名称が使われるようになったようです。

特色 2

Aコース（円基準）とBコース（米ドル基準）の2種類のコースがあり、円または米ドルに対する人民元の上昇期待による収益の獲得を目指します。

・中国の経済発展に伴う人民元の値上がり期待を背景に、人民元高による為替差益の獲得を目指します。

明治安田中国人民元建債券ファンド
Aコース(円基準)

円に対する人民元の上昇期待による収益の獲得を目指します。

明治安田中国人民元建債券ファンド
Bコース(米ドル基準)

米ドルに対する人民元の上昇期待による収益の獲得を目指します。

Bコース（米ドル基準）では、当ファンドの外貨建資産総額を米ドル換算した額と同程度の為替予約（米ドル売り/円買い）を行い、米ドル対円の為替変動の影響を低減させ、実質的に米ドルから中国人民元に投資を行うのと同様の効果を得ることを目指します。

特色 3

組入れ投資信託証券の運用は、アジアにおいて豊富な投資経験を有するUOBアセット・マネジメント・リミテッドが行います。



UOBアセット・マネジメント・リミテッドの特色

UOBアセット・マネジメント・リミテッドは、シンガポールを拠点とする運用会社で、シンガポール3大銀行 大華銀行 (United Overseas Bank) の資産運用子会社です。

アジア地域に運用・調査部門を擁し、現地市場に対する深い調査による知識とアジア全域をカバーする広範囲なネットワークを築き上げた「アジア・マネジャー」です。

シンガポールではすでに点心債ファンドの設定・運用を行っており、点心債運用の有力な運用会社の一つです。



(略)

（２）【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成23年11月30日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始（予定）

<訂正後>

平成23年11月30日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組み

（略）

損益は全て投資者である受益者に帰属します。

AコースとBコースの間でスイッチングが可能です。

（スイッチングは販売会社によってお取扱いが異なります。販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。）

<訂正後>

ファンドの仕組み

（略）

AコースとBコースの間でスイッチングが可能です。

（スイッチングは販売会社によってお取扱いが異なります。販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。）

損益は全て投資者である受益者に帰属します。**２【投資方針】****（２）【投資対象】**

<訂正前>

（略）

参考 組入れ投資信託証券（投資対象ファンド）の概要

有価証券届出書提出日現在、投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。

（略）

<訂正後>

（略）

参考 組入れ投資信託証券（投資対象ファンド）の概要

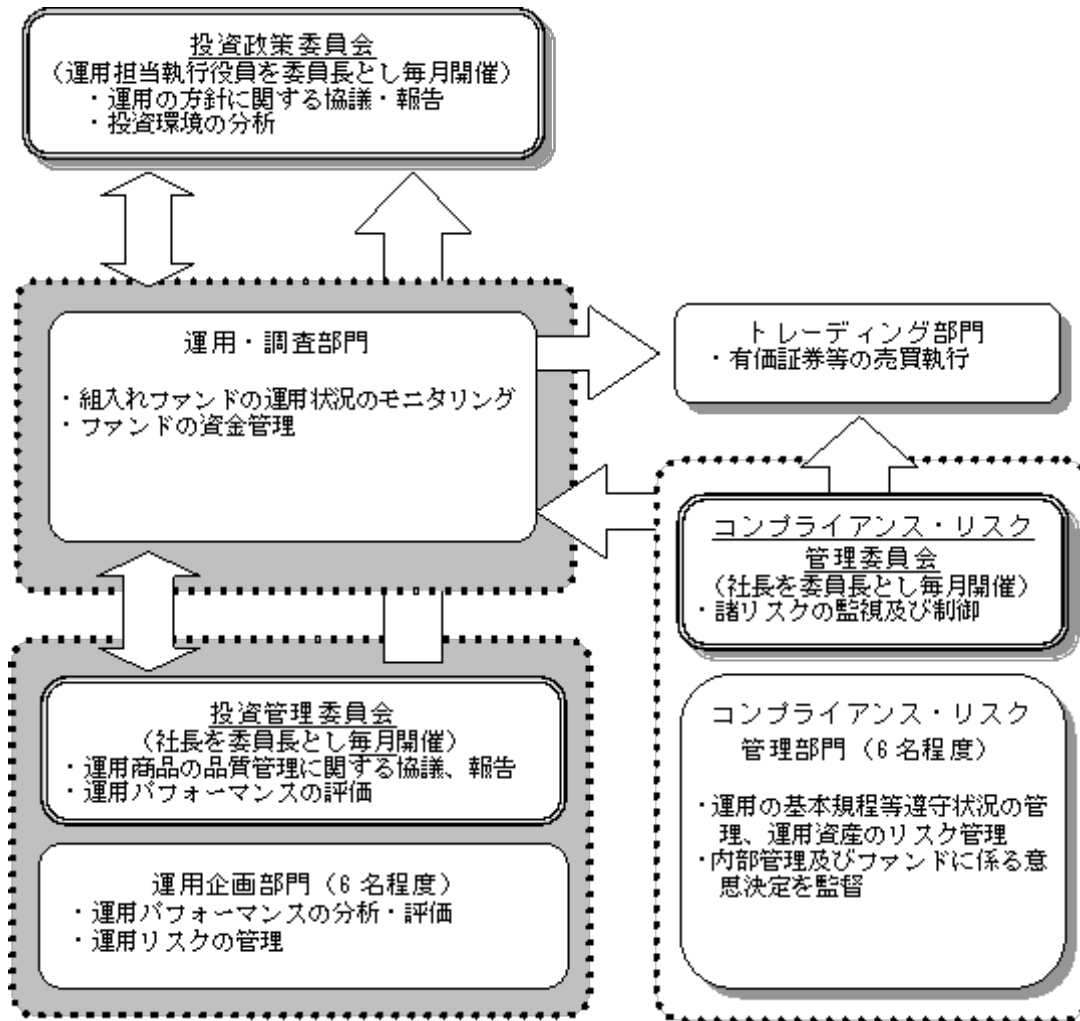
平成24年5月末現在、投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。

（略）

（３）【運用体制】

<訂正前>

（略）



ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。

ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

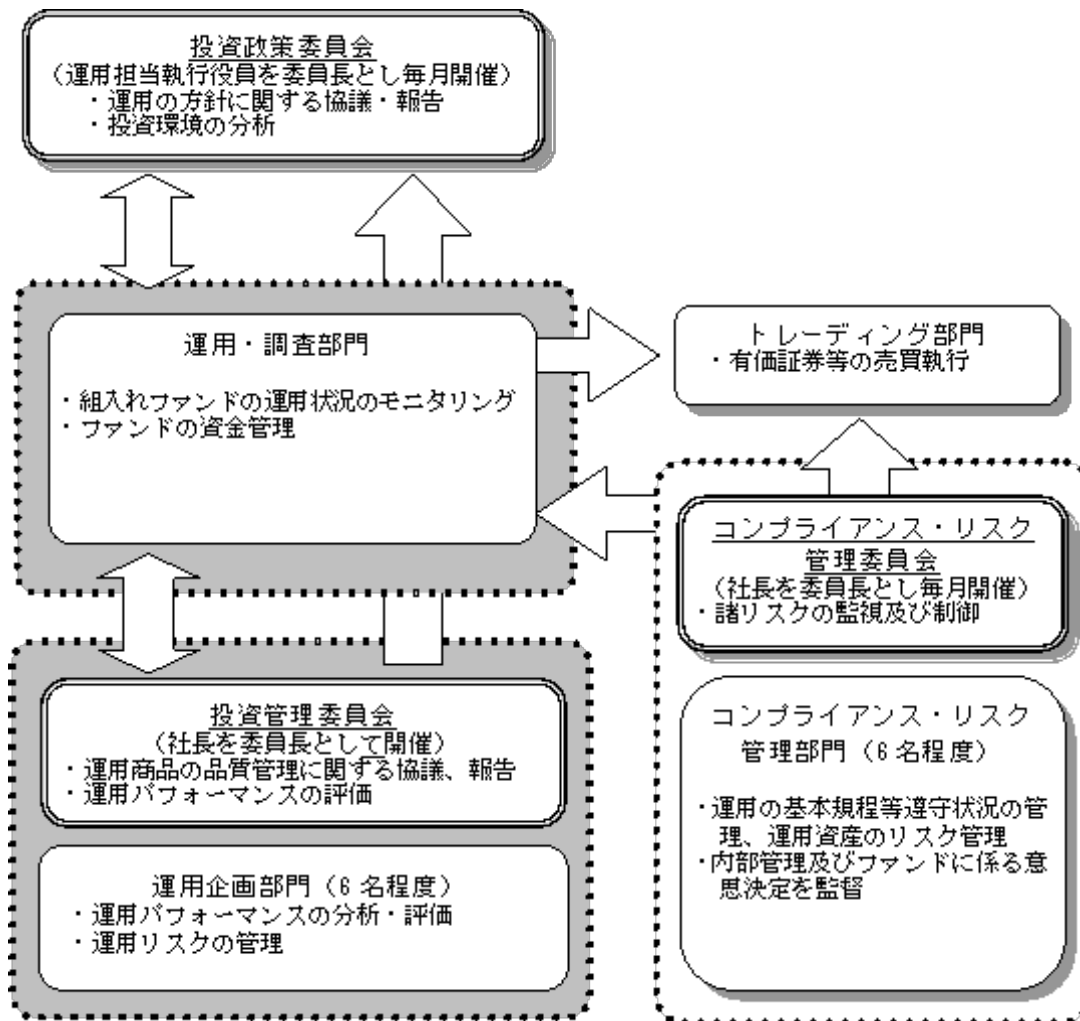
<受託会社に対する管理体制>

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

< 訂正後 >

(略)



ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。

ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（５）【投資制限】

<訂正前>

デリバティブ取引に係る投資制限（約款 運用の基本方針）
デリバティブの直接利用は行いません。

<訂正後>

法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

<同一株式の投資制限>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

<訂正前>

（１）ファンドのリスクと留意点

1．値動きの主な要因

為替変動リスク

< Bコース（米ドル基準） >

原則として、UOBファンド「Class B」における人民元建資産の米ドル相当額に対し、米ドル売り／円買いの為替予約を行うため、組入れ投資信託証券の投資対象資産における米ドル・人民元の為替変動リスクがあります。なお、当該為替予約により為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

（略）

<訂正後>

（１）ファンドのリスクと留意点

1．値動きの主な要因

為替変動リスク

< Bコース（米ドル基準） >

原則として、UNITED CNH BOND FUND Class B(JPY class hedged)における人民元建資産の米ドル相当額に対し、米ドル売り／円買いの為替予約を行うため、組入れ投資信託証券の投資対象資産における米ドル・人民元の為替変動リスクがあります。なお、当該為替予約により為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

（略）

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

(略)

なお、本書提出日現在において、実質的な信託報酬の概算値は、当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた、実質的な信託報酬率を算出したものです。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があること、また信託報酬が変動する投資信託証券が含まれていることから、実質的な信託報酬率は変動します。

有価証券の売買手数料、租税、カストディフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等も別途かかります。

受託会社・事務代行会社とその代理人への報酬は年間最低報酬額が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記信託報酬率を上回る場合があります。

(上記は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。)

(略)

<訂正後>

(略)

なお、平成24年5月末現在において、実質的な信託報酬の概算値は、当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた、実質的な信託報酬率を算出したものです。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があること、また信託報酬が変動する投資信託証券が含まれていることから、実質的な信託報酬率は変動します。

有価証券の売買手数料、租税、カストディフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等も別途かかります。

受託会社・事務代行会社とその代理人への報酬は年間最低報酬額が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記信託報酬率を上回る場合があります。

(上記は運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。)

(略)

(4)【その他の手数料等】

<訂正前>

(略)

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<訂正後>

(略)

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

1)個人、法人別の課税の取扱いについて**1. 個人の受益者に対する課税****<収益分配金（普通分配金）に対する課税>**

平成25年12月31日までの間、個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。平成26年1月1日以降、源泉徴収の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

<一部解約時および償還時に対する課税>

平成25年12月31日までの間、一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

平成26年1月1日以降、税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）と損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2. 法人の受益者に対する課税

平成25年12月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

平成26年1月1日以降、税率は、15%（所得税15%）となる予定です。

2)個別元本方式について

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
3. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

3)収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

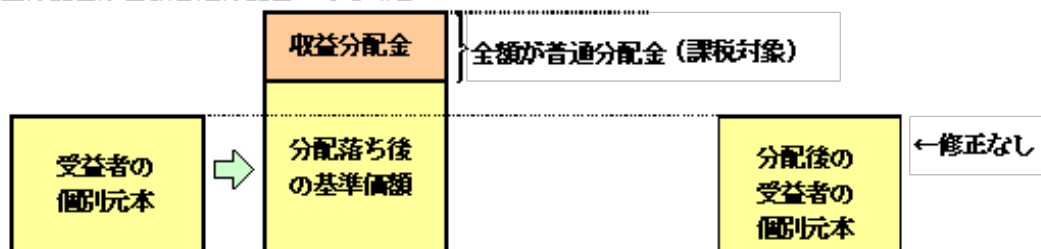
当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の全額が特別分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を上回っている場合には、その下回った部分の分配金が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

収益分配金の課税と個別元本のイメージ

①収益分配金が全額普通分配金になる場合



②収益分配金が全額特別分配金になる場合



③収益分配金が普通分配金と特別分配金に分かれる場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用対象外です。

課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

<訂正後>

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

<収益分配金の課税>

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

時期	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

<一部解約時および償還時の課税>

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込み）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。

原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

時期	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

時期	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税のみ）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

個別元本について

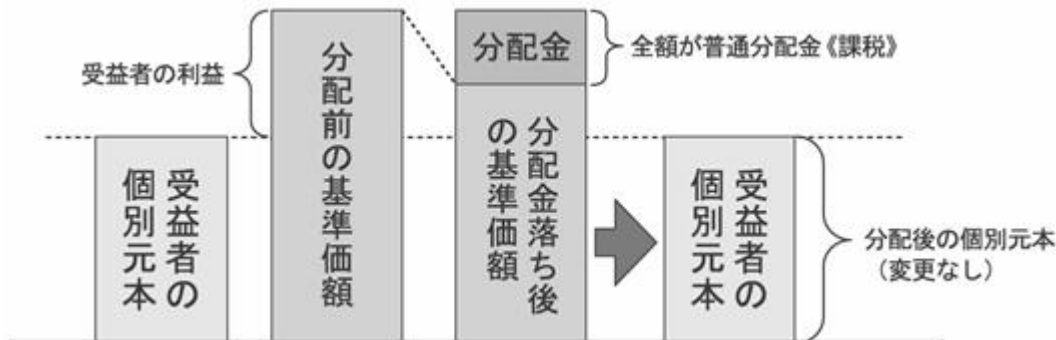
- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

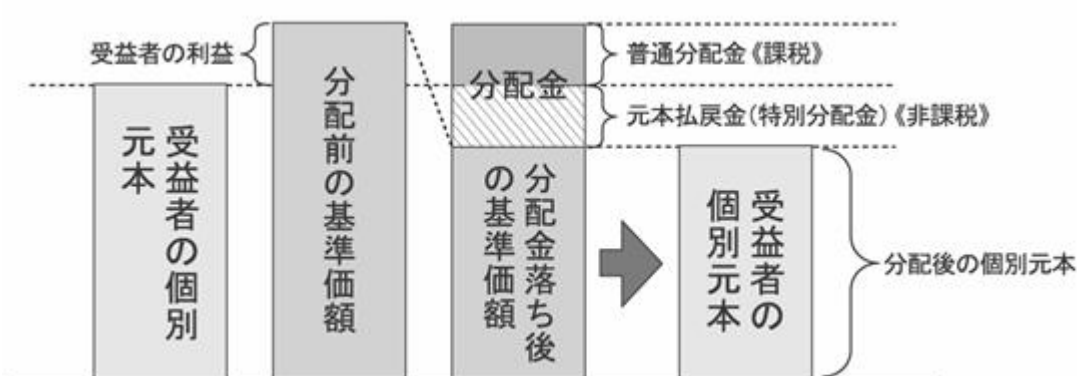
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

- 1) 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金（課税）となります。
- 2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

1) の場合



2) の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用対象外です。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

原届出書の内容は、下記事項の内容に更新されます。

<更新・訂正後>

以下は平成24年5月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース（円基準）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	595,253,250	95.03
明治安田マネーブル・マザーファンド受益証券	20,008,000	3.19
コール・ローン、その他資産(負債控除後)	11,145,612	1.78
合計(純資産総額)	626,406,862	100.00

明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース（米ドル基準）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	546,571,270	94.97
明治安田マネーブル・マザーファンド受益証券	20,008,000	3.48
コール・ローン、その他資産(負債控除後)	8,926,337	1.55
合計(純資産総額)	575,505,607	100.00

(参考) マザーファンドの投資状況

明治安田マネーブル・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	29,994,480	74.95
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		10,023,412	25.05
合計(純資産総額)		40,017,892	100.00

（２）【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】**

明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース（円基準）

1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国名 / 業種 種類	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	UNITED CNH BOND FUND CLASS A	日本 / - 投資信託受益証券	595,789,461	1.03	616,446,427	0.9991	595,253,250	95.03
2	明治安田マネーブル・ マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	20,000,000	1.0004	20,008,000	1.0004	20,008,000	3.19

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	95.03
親投資信託受益証券	3.19
合計	98.22

明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース（米ドル基準）

1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国名 / 業種 種類	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	UNITED CNH BOND FUND CLASS B	日本 / - 投資信託受益証券	544,773,518	1.01	551,098,817	1.0033	546,571,270	94.97
2	明治安田マネーブル・ マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	20,000,000	1.0004	20,008,000	1.0004	20,008,000	3.48

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	94.97
親投資信託受益証券	3.48
合計	98.45

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産

明治安田マネーブル・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第256回 国庫短期証券	30,000,000	99.95	29,987,250	99.98	29,994,480	0.1003	2012年8月10日	74.95

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	74.95
合計	74.95

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】**【純資産の推移】**

明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース（円基準）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期間末（平成24年4月25日）	618,818,798	643,229,968	10,140	10,540

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成23年11月末日	499,997,808	10,000
平成23年12月末日	503,532,121	9,968
平成24年1月末日	498,184,027	9,829
平成24年2月末日	544,386,248	10,432
平成24年3月末日	639,044,324	10,642
平成24年4月末日	640,313,138	10,105
平成24年5月末日	626,406,862	9,798

明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース（米ドル基準）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期間末（平成24年4月25日）	572,507,887	578,229,091	10,007	10,107

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成23年11月末日	500,008,168	10,000
平成23年12月末日	501,250,026	9,965
平成24年1月末日	553,579,722	9,980
平成24年2月末日	566,455,826	10,080
平成24年3月末日	568,677,427	10,072
平成24年4月末日	577,561,436	10,014
平成24年5月末日	575,505,607	9,919

【分配の推移】

明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース（円基準）

	1万口当たり税込み分配金（円）
第1期計算期間（平成23年11月30日から平成24年4月25日まで）	400

明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース（米ドル基準）

	1万口当たり税込み分配金（円）
第1期計算期間（平成23年11月30日から平成24年4月25日まで）	100

【収益率の推移】

明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース（円基準）

	収益率（％）
第1期計算期間（平成23年11月30日から平成24年4月25日まで）	5.40

明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース（米ドル基準）

	収益率（％）
第1期計算期間（平成23年11月30日から平成24年4月25日まで）	1.07

(注)収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

< 参考情報 >

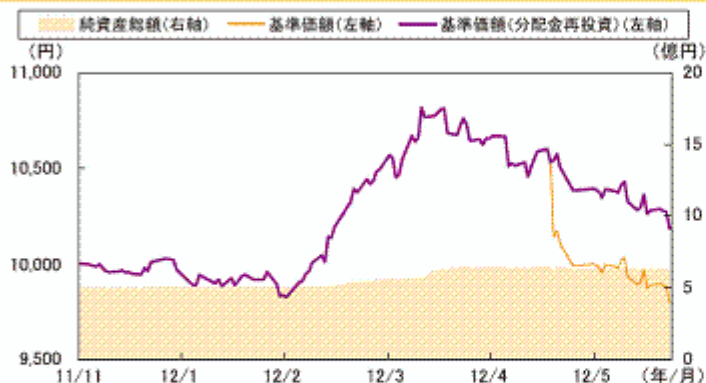
以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。



明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース(円基準)

2012年5月31日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2012年4月	400円
設定来累計	400円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	9,798円
純資産総額	626百万円

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
円建てケイマン籍外国投資信託 (UNITED CNH BOND FUND Class A)	95.03
明治安田マネーブル・マザーファンド	3.19
コールローン、その他の資産 (負債控除後)	1.78
合計(純資産総額)	100.00

組入上位銘柄 (UNITED CNH BOND FUND)

	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国	種類	投資 比率 (%)
1	NEW WORLD CHINA LAND	8.500	2015/4/11	香港	社債	8.67
2	LANXESS FINANCE BV	3.950	2015/2/16	ドイツ	社債	8.51
3	INTL OFFSHORE PTE LTD	5.750	2015/4/26	シンガポール	社債	6.13
4	EMIRATES NBD PJSC	4.875	2015/3/12	アラブ首長国連邦	社債	6.09
5	BSH BOSCH UND SIEMENS HA	3.375	2016/9/28	ドイツ	社債	6.08
6	FORD MOTOR COMPANY	4.875	2015/3/26	米国	社債	6.08
7	BAOSTEEL GROUP CORP LTD	3.500	2014/12/1	中国	社債	6.07
8	ORIX CORP	4.000	2014/11/29	日本	社債	6.05
9	AIR LIQUIDE FINANCE	3.000	2016/9/19	フランス	社債	5.94
10	SINOCHEM OFFSHORE CAPITA	1.800	2014/1/18	中国	社債	5.89

組入銘柄

(明治安田マネーブル・マザーファンド)

銘柄名	利率 (%)	償還期限	種類	投資 比率 (%)
第256回国庫短期証券	0.1003	2012/8/10	国債証券	74.95

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比。

※UOBアセットマネジメントのUNITED CNH BOND FUND月末資料を基に作成しております。
 ※明治安田中国人民元建債券ファンドの基準価額算出においては、組入外国投資信託の前営業日の基準価額を適用します。
 ※投資比率はUNITED CNH BOND FUNDの対組入有価証券残高比。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2011年は設定日(2011年11月30日)から年末までの収益率を表示しています。2012年は5月末までの収益率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

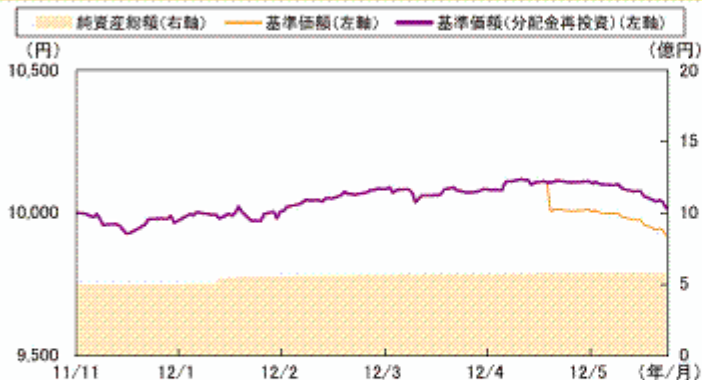
※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。



明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース(米ドル基準)

2012年5月31日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2012年4月	100円
設定来累計	100円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	9,919円
純資産総額	575百万円

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
円建てケイマン籍外国投資信託 (UNITED CNH BOND FUND Class B)	94.97
明治安田マネーブル・マザーファンド	3.48
コールローン、その他の資産 (負債控除後)	1.55
合計(純資産総額)	100.00

組入銘柄

(明治安田マネーブル・マザーファンド)

銘柄名	利率(%)	償還期限	種類	投資比率(%)
第256回国庫短期証券	0.1003	2012/8/10	国債証券	74.95

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比。

組入上位銘柄(UNITED CNH BOND FUND)

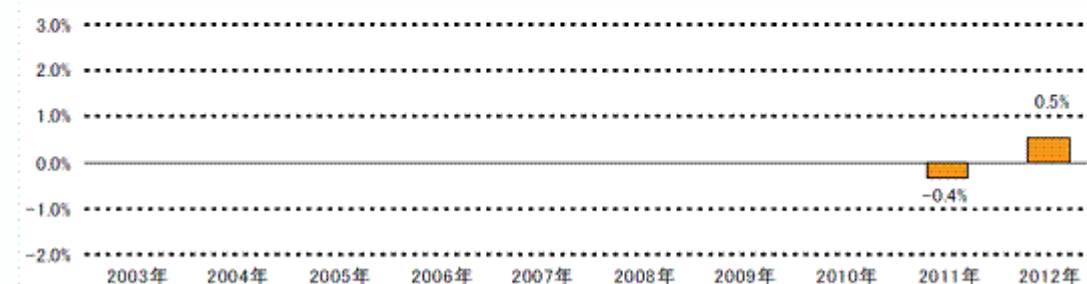
	銘柄名	利率(%)	償還期限	国	種類	投資比率(%)
1	NEW WORLD CHINA LAND	8.500	2015/4/11	香港	社債	8.67
2	LANXESS FINANCE BV	3.950	2015/2/16	ドイツ	社債	8.51
3	INTL OFFSHORE PTE LTD	5.750	2015/4/26	シンガポール	社債	6.13
4	EMIRATES NBD PJSC	4.875	2015/3/12	アラブ首長国連邦	社債	6.09
5	BSH BOSCH UND SIEMENS HA	3.375	2016/9/28	ドイツ	社債	6.08
6	FORD MOTOR COMPANY	4.875	2015/3/26	米国	社債	6.08
7	BAOSTEEL GROUP CORP LTD	3.500	2014/12/1	中国	社債	6.07
8	ORIX CORP	4.000	2014/11/29	日本	社債	6.05
9	AIR LIQUIDE FINANCE	3.000	2016/9/19	フランス	社債	5.94
10	SINOCHEM OFFSHORE CAPITA	1.800	2014/1/18	中国	社債	5.89

※UOBアセットマネジメントのUNITED CNH BOND FUND月末資料を基に作成しております。

※明治安田中国人民元建債券ファンドの基準価額算出においては、組入外国投資信託の前営業日の基準価額を適用します。

※投資比率はUNITED CNH BOND FUNDの対組入有価証券残高比。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2011年は設定日(2011年11月30日)から年末までの収益率を表示しています。2012年は5月末までの収益率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

(4)【設定及び解約の実績】

明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース(円基準)

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間(平成23年11月30日から平成24年4月25日まで)	611,029,268	750,000

明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース(米ドル基準)

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間(平成23年11月30日から平成24年4月25日まで)	574,420,484	2,300,000

設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合(以下「申込不可日」といいます。)は、申込の受付を行いません。(申込不可日は販売会社または委託会社において確認することができます。)

(略)

<訂正後>

7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合(以下「申込不可日」といいます。)は、購入・換金・スイッチングの申込の受付を行いません。(申込不可日は販売会社または委託会社において確認することができます。)

(略)

3【資産管理等の概要】

(4)【計算期間】

<訂正前>

(略)

ファンドの計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日まで、および10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1計算期間は、設定日（平成23年11月30日）から平成24年4月25日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、この信託の信託期間終了日とします。

<訂正後>

(略)

ファンドの計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日まで、および10月26日から翌年4月25日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、この信託の信託期間終了日とします。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」につきましては、下記事項の内容に更新されます。

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成23年11月30日から平成24年4月25日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース（円基準）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期
		(平成24年4月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		50,873,190
投資信託受益証券		574,446,427
親投資信託受益証券		20,008,000
未収利息		83
流動資産合計		645,327,700
資産合計		645,327,700
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		24,411,170
未払受託者報酬		69,546
未払委託者報酬		2,016,650
その他未払費用		11,536
流動負債合計		26,508,902
負債合計		26,508,902
純資産の部		
元本等		
元本		610,279,268
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		8,539,530
(分配準備積立金)		1,902,887
元本等合計		618,818,798
純資産合計		618,818,798
負債純資産合計		645,327,700

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自平成23年11月30日 至平成24年4月25日)
営業収益	
受取配当金	13,979,768
受取利息	4,329
有価証券売買等損益	14,454,427
営業収益合計	28,438,524
営業費用	
受託者報酬	69,546
委託者報酬	2,016,650
その他費用	11,536
営業費用合計	2,097,732
営業利益又は営業損失()	26,340,792
経常利益又は経常損失()	26,340,792
当期純利益又は当期純損失()	26,340,792
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額()	26,735
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,644,258
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,644,258
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,615
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,615
分配金	24,411,170
期末剰余金又は期末欠損金()	8,539,530

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。
3. その他	(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 当ファンドの計算期間は、平成23年11月30日（設定日）から平成24年4月25日までとなっております。
4. 追加情報	当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (平成24年4月25日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	610,279,268口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0140円
(10,000口当たり純資産額)	(10,140円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自 平成23年11月30日 至 平成24年4月25日)		
分配金の計算過程		
計算期間末における分配対象額32,950,700円(10,000口当たり539円91銭)のうち、24,411,170円(10,000口当たり400円00銭)を分配金額としております。		
項目	金額または口数	
配当等収益額（費用控除後）	A	12,958,340円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	13,355,717円
収益調整金額	C	6,636,643円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A + B + C + D）	E	32,950,700円
期末受益権口数	F	610,279,268口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	539円 91銭
10,000口当たりの分配金額	H	400円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	24,411,170円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第1期 (自平成23年11月30日 至平成24年4月25日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (自平成23年11月30日 至平成24年4月25日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期(自平成23年11月30日 至 平成24年4月25日)

該当事項はございません。

（その他の注記）

1．元本の移動

	第1期 （自平成23年11月30日 至平成24年4月25日）
期首元本額	500,010,000円
期中追加設定元本額	111,019,268円
期中一部解約元本額	750,000円

2．有価証券関係

売買目的有価証券

	第1期 （自平成23年11月30日 至平成24年4月25日）
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	14,446,427
親投資信託受益証券	8,000
合計	14,454,427

3．デリバティブ取引関係

第1期（平成24年4月25日現在）

該当事項はございません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式（平成24年4月25日現在）

該当事項はございません。

（2）株式以外の有価証券

（平成24年4月25日現在）

種類	銘柄	口数 （口）	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
日本円	UNITED CNH BOND FUND CLASS A	554,752,706	1.0355	574,446,427	
小計		554,752,706		574,446,427	
合計				574,446,427	

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田マネープール・マザーファンド	20,000,000	20,008,000	
合計		20,000,000	20,008,000	

（注）有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
日本円	投資信託受益証券 1 銘柄	92.8%	96.6%
	親投資信託受益証券 1 銘柄	3.2%	3.4%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

【明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース（米ドル基準）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

		第 1 期
		（平成24年 4 月25日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		19,211,996
投資信託受益証券		541,098,817
親投資信託受益証券		20,008,000
未収利息		31
流動資産合計		580,318,844
資産合計		580,318,844
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		5,721,204
未払受託者報酬		69,276
未払委託者報酬		2,008,990
その他未払費用		11,487
流動負債合計		7,810,957
負債合計		7,810,957
純資産の部		
元本等		
元本		572,120,484
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		387,403
（分配準備積立金）		271,218
元本等合計		572,507,887
純資産合計		572,507,887
負債純資産合計		580,318,844

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 (自 平成23年11月30日 至 平成24年 4月25日)
営業収益	
受取配当金	1,979,108
受取利息	3,133
有価証券売買等損益	6,106,817
営業収益合計	8,089,058
営業費用	
受託者報酬	69,276
委託者報酬	2,008,990
その他費用	11,487
営業費用合計	2,089,753
営業利益又は営業損失（ ）	5,999,305
経常利益又は経常損失（ ）	5,999,305
当期純利益又は当期純損失（ ）	5,999,305
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,883
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	116,202
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	116,202
剰余金減少額又は欠損金増加額	17
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17
分配金	5,721,204
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	387,403

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。
3. その他	(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 当ファンドの計算期間は、平成23年11月30日（設定日）から平成24年4月25日までとなっております。
4. 追加情報	当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (平成24年4月25日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	572,120,484口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0007円
(10,000口当たり純資産額)	(10,007円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 (自 平成23年11月30日 至 平成24年4月25日)		
分配金の計算過程		
計算期間末における分配対象額6,108,607円(10,000口当たり106円75銭)のうち、5,721,204円(10,000口当たり100円00銭)を分配金額としております。		
項目	金額または口数	
配当等収益額（費用控除後）	A	1,475,123円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	4,517,299円
収益調整金額	C	116,185円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A + B + C + D）	E	6,108,607円
期末受益権口数	F	572,120,484口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	106円 75銭
10,000口当たりの分配金額	H	100円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	5,721,204円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第1期 (自平成23年11月30日 至平成24年4月25日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (自平成23年11月30日 至平成24年4月25日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期(自平成23年11月30日 至平成24年4月25日)

該当事項はございません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第1期 (自平成23年11月30日 至平成24年4月25日)
期首元本額	500,020,360円
期中追加設定元本額	74,400,124円
期中一部解約元本額	2,300,000円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第1期 (自平成23年11月30日 至平成24年4月25日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	6,098,817
親投資信託受益証券	8,000
合計	6,106,817

3. デリバティブ取引関係

第1期(平成24年4月25日現在)

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成24年4月25日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成24年4月25日現在)

種類	銘柄	口数 (口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
日本円	UNITED CNH BOND FUND CLASS B	534,894,047	1.0116	541,098,817	
小計		534,894,047		541,098,817	
合計				541,098,817	

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	明治安田マネープール・マザーファンド	20,000,000	20,008,000	
合計		20,000,000	20,008,000	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
日本円	投資信託受益証券 1 銘柄	94.5%	96.4%
	親投資信託受益証券 1 銘柄	3.5%	3.6%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは「明治安田マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田マネープール・マザーファンド

（１）貸借対照表

科目	（平成24年4月25日現在）	
	金額（円）	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		10,022,818
国債証券		29,991,360
未収利息		16
流動資産合計		40,014,194
資産合計		40,014,194
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本		40,000,000
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		14,194
元本等合計		40,014,194
純資産合計		40,014,194
負債純資産合計		40,014,194

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成24年4月25日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成23年11月30日（設定日）から平成24年4月25日までとなっております。
4. 追加情報	当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(その他の注記)

（平成24年4月25日現在）	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成23年11月30日 至 平成24年4月25日）の元本状況	
期首（平成23年11月30日）の元本額	40,000,000円
対象期間中の追加設定元本額	-円
対象期間中の一部解約元本額	-円
平成24年4月25日現在の元本額の内訳	
明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース（円基準）	20,000,000円
明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース（米ドル基準）	20,000,000円
計	40,000,000円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0004円
（10,000口当たり純資産額）	（10,004円）

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成24年4月25日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成24年4月25日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
国債証券	第256回国庫短期証券	30,000,000	29,991,360	
国債証券計		30,000,000	29,991,360	
合計			29,991,360	

(注) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
日本円	国債証券1銘柄	75.0%	100%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

原届出書の内容は、下記事項の内容に更新されます。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース（円基準）

（平成24年5月31日現在）

資産総額	627,031,447 円
負債総額	624,585 円
純資産総額（ - ）	626,406,862 円
発行済数量	639,324,736 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9798 円

明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース（米ドル基準）

（平成24年5月31日現在）

資産総額	576,047,531 円
負債総額	541,924 円
純資産総額（ - ）	575,505,607 円
発行済数量	580,180,044 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9919 円

（参考）マザーファンドの現況

純資産額計算書

明治安田マネープール・マザーファンド

（平成24年5月31日現在）

資産総額	40,017,892 円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	40,017,892 円
発行済数量	40,000,000 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0004 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年9月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	127 本	430,372,926,100 円
単位型株式投資信託	3 本	3,328,791,447 円
合計	130 本	433,701,717,547 円

<訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年5月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	129 本	409,174,234,716 円
単位型株式投資信託	3 本	2,976,037,966 円
合計	132 本	412,150,272,682 円

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の内容は、下記事項の内容に更新されます。

<更新・訂正後>

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,654,615	7,798,082
前払費用	100,129	96,609
未収入金	2	1,594
未収委託者報酬	461,977	406,697
未収運用受託報酬	¹ 544,381	¹ 497,131
未収投資助言報酬	¹ 195,353	¹ 170,156
繰延税金資産	116,799	-
その他	2,979	1,757
貸倒引当金	8,785	-
流動資産合計	9,067,453	8,972,029
固定資産		
有形固定資産		
建物	² 135,328	² 120,876
器具備品	² 178,423	² 132,336
有形固定資産合計	313,752	253,213
無形固定資産		
ソフトウェア	33,466	22,377
電話加入権	6,662	6,662
その他	586	8,170
無形固定資産合計	40,714	37,210
投資その他の資産		
長期差入保証金	¹ 190,699	¹ 190,699
長期前払費用	275	185
繰延税金資産	25,824	-
施設利用権	49,000	-
貸倒引当金	48,000	-
投資その他の資産合計	217,799	190,884
固定資産合計	572,266	481,307
資産合計	9,639,719	9,453,336

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,180	18,168
未払金	516,160	339,611
未払収益分配金	146	158
未払償還金	7,315	7,315
未払手数料	193,778	163,484
その他未払金	314,921	168,652
未払費用	94,353	32,463
未払法人税等	11,716	10,892
未払消費税等	-	36,590
賞与引当金	103,938	104,985
流動負債合計	739,349	542,711
固定負債		
退職給付引当金	119,390	114,893
資産除去債務	54,977	55,470
固定負債合計	174,368	170,363
負債合計	913,718	713,075
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,036,176	1,050,436
利益剰余金合計	4,211,217	4,225,478
株主資本合計	8,726,001	8,740,261
純資産合計	8,726,001	8,740,261
負債・純資産合計	9,639,719	9,453,336

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,555,478	3,037,583
受入手数料	14,208	25,800
運用受託報酬	1,898,980	1,970,292
投資助言報酬	311,865	332,526
営業収益合計	4,780,534	5,366,202
営業費用		
支払手数料	1,272,371	1,402,793
広告宣伝費	17,415	22,521
公告費	1,444	323
調査費	776,846	967,154
調査費	347,459	390,141
委託調査費	429,387	577,013
委託計算費	281,257	266,632
営業雑経費	101,333	96,076
通信費	18,324	19,416
印刷費	65,644	66,048
協会費	6,857	6,780
諸会費	2,662	3,346
営業雑費	7,844	484
営業費用合計	2,450,668	2,755,501
一般管理費		
給料	1,406,694	1,532,277
役員報酬	63,577	70,098
給料・手当	1,140,380	1,219,741
賞与	202,737	242,437
その他報酬	17,264	2,242
賞与引当金繰入	103,938	104,985
福利厚生費	228,532	246,627
交際費	1,641	1,974
寄付金	100	200
旅費交通費	27,287	32,460
租税公課	22,389	24,888
不動産賃借料	238,996	237,951
退職給付費用	54,668	53,431
固定資産減価償却費	79,928	85,762
諸経費	135,011	149,865
一般管理費合計	2,316,454	2,472,666
営業利益	13,410	138,034

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業外収益		
受取利息	5,008	4,070
償還金等時効完成分	20,750	12
保険契約返戻金・配当金	¹ 2,265	¹ 2,275
貸倒引当金戻入額	-	15,785
雑益	467	3,513
営業外収益合計	28,491	25,657
営業外費用		
為替差損	-	506
雑損	39	-
営業外費用合計	39	506
経常利益	41,862	163,185
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	² 13,467	² 611
合併関連費用	³ 465,874	³ 3,400
資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額	34,623	-
特別損失合計	513,965	4,011
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ）	472,102	159,174
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	68,487	142,624
法人税等合計	66,197	144,914
当期純利益又は当期純損失（ ）	405,904	14,260

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
その他資本剰余金		
当期首残高	-	2,854,339
当期変動額		
合併による増加	2,854,339	-
当期変動額合計	2,854,339	-
当期末残高	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計		
当期首残高	660,443	3,514,783
当期変動額		
合併による増加	2,854,339	-
当期変動額合計	2,854,339	-
当期末残高	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,448,381	1,036,176
当期変動額		
剰余金の配当	6,300	-
当期純利益又は当期純損失()	405,904	14,260
当期変動額合計	412,205	14,260
当期末残高	1,036,176	1,050,436
利益剰余金合計		
当期首残高	4,623,423	4,211,217
当期変動額		
剰余金の配当	6,300	-
当期純利益又は当期純損失()	405,904	14,260
当期変動額合計	412,205	14,260
当期末残高	4,211,217	4,225,478
株主資本合計		
当期首残高	6,283,866	8,726,001
当期変動額		
合併による増加	2,854,339	-
剰余金の配当	6,300	-
当期純利益又は当期純損失()	405,904	14,260
当期変動額合計	2,442,134	14,260
当期末残高	8,726,001	8,740,261

重要な会計方針

<p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
<p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未収運用受託報酬	9,887千円	8,944千円
未収投資助言報酬	181,486千円	164,758千円
長期差入保証金	190,313千円	190,313千円

2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	118,809千円	133,261千円
器具備品	324,154千円	327,061千円

（損益計算書関係）

1 全て関係会社に対する金額であります。

2 前事業年度（自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

固定資産除却損の内容は、器具備品1,075千円、ソフトウェア12,392千円であります。

当事業年度（自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主に器具備品611千円であります。

3 前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

合併関連費用は、主に、会社合併に伴う資産運用システム統合に関する費用166,443千円、特別退職加算金等154,794千円、退職給付制度改定損75,717千円を計上しております。

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

合併関連費用は、会社合併に伴う資産運用システム統合に関する費用を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	6,286株	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,654,615	7,654,615	-
(2) 未収委託者報酬	461,977	461,977	-
(3) 未収運用受託報酬	544,381	544,381	-
(4) 未収投資助言報酬	195,353		
貸倒引当金 ⁽¹⁾	8,785		
	186,568	186,568	-
(5) 長期差入保証金	190,699	183,759	6,939
資産計	9,038,241	9,031,302	6,939
(1) 未払手数料	193,778	193,778	-
(2) その他未払金	314,921	314,921	-
負債計	508,699	508,699	-

(1) 未収投資助言報酬に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,798,082	7,798,082	-
(2) 未収委託者報酬	406,697	406,697	-
(3) 未収運用受託報酬	497,131	497,131	-
(4) 未収投資助言報酬	170,156	170,156	-
(5) 長期差入保証金	190,699	187,683	3,015
資産計	9,062,766	9,059,750	3,015
(1) 未払手数料	163,484	163,484	-
(2) その他未払金	168,652	168,652	-
負債計	332,137	332,137	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）未収投資助言報酬

未収投資助言報酬のうち一般債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、未収投資助言報酬のうち貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

（5）長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

（1）未払手数料、（2）その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,654,389	-	-	-
未収委託者報酬	461,977	-	-	-
未収運用受託報酬	544,381	-	-	-
未収投資助言報酬	186,568	-	-	-
長期差入保証金	-	-	190,313	-
合計	8,847,316	-	190,313	-

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,797,986	-	-	-
未収委託者報酬	406,697	-	-	-
未収運用受託報酬	497,131	-	-	-
未収投資助言報酬	170,156	-	-	-
長期差入保証金	-	190,313	-	-
合計	8,871,971	190,313	-	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。なお、前事業年度においては、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けておりましたが、当事業年度より確定給付型の制度に一本化しました。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務 (千円)	375,538	427,062
(2) 年金資産 (千円)	256,147	312,169
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	119,390	114,893
(4) 退職給付引当金 (3) (千円)	119,390	114,893

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
退職給付費用 (千円) (注1)	54,668	53,431

(注1) 前事業年度の退職給付費用には、勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額1,346千円が含まれております。

(注2) 前事業年度においては、上記の退職給付費用以外に特別退職金150,044千円、退職給付制度改定損75,717千円を特別損失「合併関連費用」に含めて計上しております。なお、退職給付制度改定損は、当社の退職金規程を、合併に伴い改定したことにより発生したものであります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	468,586	千円	448,266	千円
税務上の繰延資産償却超過額	69,633	"	52,268	"
退職給付引当金繰入限度超過額	48,580	"	42,472	"
賞与引当金繰入限度超過額	42,292	"	39,904	"
その他	106,485	"	38,408	"
繰延税金資産小計	735,577	"	621,320	"
評価性引当額	586,024	"	616,061	"
繰延税金資産合計	149,552	"	5,259	"
繰延税金負債				
資産除去費用	6,928	"	5,259	"
繰延税金負債合計	6,928	"	5,259	"
繰延税金資産の純額	142,624	"	-	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	-	40.69 %
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.50 "
評価性引当額の増減	-	48.41 "
住民税均等割	-	1.44 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	91.04 %

（注）前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収または支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

なお、この変更による財務諸表への影響はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（16年）としており、割引率は0.896%を適用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
期首残高（注）	54,489	千円	54,977	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	"	-	"
時の経過による調整額	488	"	492	"
期末残高	54,977	千円	55,470	千円

（注）前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	2,555,478	14,208	1,898,980	311,865	4,780,534

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	621,584

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	3,037,583	25,800	1,970,292	332,526	5,366,202

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	613,920

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	35,471	未収運用受託報酬	9,887
							投資助言報酬	306,784	未収投資助言報酬	181,486
							支払手数料	112,478	未払手数料	43,228
							事務所家賃	234,107	前払家賃	19,655
									長期差入保証金	190,313

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	110,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	34,961	未収運用受託報酬	8,944
							投資助言報酬	321,882	未収投資助言報酬	164,758
							支払手数料	133,324	未払手数料	41,430
							事務所家賃	232,739	前払家賃	19,655
									長期差入保証金	190,313

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

(注1) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	462,010円97銭	462,766円00銭
1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額()	25,796円30銭	755円02銭

- (注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	8,726,001	8,740,261
普通株式に係る純資産額(千円)	8,726,001	8,740,261
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()(千円)	405,904	14,260
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円)	405,904	14,260
普通株式の期中平均株式数(株)	15,735	18,887

(重要な後発事象)

・ 本社移転について

当社は、平成24年4月27日開催の取締役会において、本社移転について決議し、平成24年5月23日付で新社屋にかかる賃貸借契約を締結しました。この移転により、平成25年3月期において、移転費用（引越費用、除却損等）として約199百万円を特別損失へ計上する予定であります。今後の家賃等の経費削減効果を見込んでおります。

・ 投資一任契約の解除について

平成24年6月26日に、主要な顧客より、投資一任契約について解除する旨の通知（解約日は別途通知）がありました。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

<訂正前>

(1)受託会社 (平成23年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社 (平成23年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社SBI証券 楽天証券株式会社 藍澤證券株式会社 岡三証券株式会社 SMBCFレンド証券株式会社	47,937 7,495 8,000 5,000 27,270	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明治安田生命保険相互会社 ¹	470,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

1 明治安田生命保険相互会社は、平成23年11月30日以降、新規販売は行わず、換金のみ受け付けます。自動けいぞく投資コースの場合の分配金再投資は行われず。

<訂正後>

(1)受託会社 (平成24年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社 (平成24年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社SBI証券 楽天証券株式会社 藍澤證券株式会社 岡三証券株式会社 SMBCFレンド証券株式会社	47,937 7,495 8,000 5,000 27,270	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明治安田生命保険相互会社 ¹	520,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

1 明治安田生命保険相互会社は、平成23年11月30日以降、新規販売は行わず、換金のみ受け付けます。自動けいぞく投資コースの場合の分配金再投資は行われず。

3【資本関係】

<訂正前>

(参考情報：再信託受託会社の概要) (略)

1. 名称、資本金の額及び事業の内容 (平成23年3月31日現在)

(略)

<訂正後>

(参考情報：再信託受託会社の概要)

1. 名称、資本金の額及び事業の内容 (平成24年3月31日現在)

(略)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース（円基準）の平成23年11月30日から平成24年4月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース（円基準）の平成24年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース（米ドル基準）の平成23年11月30日から平成24年4月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース（米ドル基準）の平成24年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁谷 恵嗣
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辻前 正紀
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経営状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象の「本社移転について」に記載されているとおり、会社は平成24年4月27日開催の取締役会において、本社移転について決議し、平成24年5月23日付で新社屋にかかる賃貸借契約を締結した。
 - 重要な後発事象の「投資一任契約の解除について」に記載されているとおり、会社は平成24年6月26日に、主要な顧客より、投資一任契約について解除する旨の通知（解約日は別途通知）を受領した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#)